

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 10 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 115 号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

第 1 条 期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第11条第 2 項第 4 号中「引き続き勤務しなかった期間（」の次に「職免規則第 3 条第 1 項第 4 号ウに掲げる場合（市長が別に定める場合に限る。）に該当して免除された日数及び同条第 2 項の規定により引き続いたものとみなされる期間を含み、「」を加える。

第15条の 3 第 1 号中「支給する時期ごとに」を「6 月に支給する場合においては」に改め、「まで）」の次に「、12 月に支給する場合においては 1,000 分の 925 から 1,000 分の 1,110 まで（特定管理職員にあっては、1,000 分の 1,065 から 1,000 分の 1,500 まで）」を加え、同条第 2 号中「支給する時期ごとに」を「6 月に支給する場合においては」に改め、「まで）」の次に「、12 月に支給する場合においては 1,000 分の 455 から 1,000 分の 540 まで（特定管理職員にあっては、1,000 分の 535 から 1,000 分の

695まで)」を加える。

第2条 期末手当及び勤勉手当規則の一部を次のように改正する。

第15条の3各号を次のように改める。

- (1) 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 支給する時期ごとに10,000分の9,125から10,000分の10,975まで（特定管理職員にあっては、10,000分の10,525から10,000分の14,875まで）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 支給する時期ごとに10,000分の4,425から10,000分の5,275まで（特定管理職員にあっては、10,000分の5,225から10,000分の6,825まで）

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当規則（以下「改正後規則」という。）第15条の3の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 3 適用日から令和8年3月31日までの間における職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第3項又は第4項の規定により採用された職員（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第20条第3項に規定する特定管理職員に限る。）に対する改正後規則第15条の3第2号の規定の適用については、なお従前の例による。